

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(適用額)

第二条 法第二十一条第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 省 略

二 措置法第四十二条の四第一項、第四項、第七項又は第十四項の規定

これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額（同条第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

三 措置法第四十二条の四の二第一項又は同条第二項において準用する措置法第四十二条の四第十四項の規定

これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

四 省 略

九 措置法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

改正前

(適用額)

第二条 同上

一 同 上

二 措置法第四十二条の四第一項、第四項、第七項又は第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額（同条第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

三 同 上

八 措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十一の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十一の三第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九 措置法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置

十・十一 省略

十二 措置法第四十二条の十二の五第一項から第三項までの規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十三 省略

十四 措置法第四十二条の十二の七第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十二の七第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二の七第二項又は第三項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十五 省略

二十六 省略

二十七 所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この条及び第四条第二項第二号において「令和八年改正法」という。）

附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和八年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（次号イ及び第四条第二項第二号において「令和八年旧措置法」という。）第四十

法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十・十一 同上

十二 措置法第四十二条の十二の五第一項から第四項までの規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十三 同上

十四 同上

二十五 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この号及び第二十八号イにおいて「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（同号イにおいて「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。） 同条第一項に規定する特別償却限度額

二十六 同上

二十七 措置法第四十八条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

八条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十八 措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

イ 令和八年改正法附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和八年旧措置法第四十八条第一項の規定

ロ 措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項又は第四十三条から第四十七条までの規定
二十九～六十二 省 略

六十三～七十六 省 略

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 省 略

2 令第二条第十二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 令和八年改正法附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和八年旧措置法第四十八条第一項の規定

別記様式 省 略

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十三号の次に一号を加える改正規定、同条第二十八号ロの改正規定（「又は」を「、

二十八 同 上

イ 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）

ロ 措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項又は第四十三条から第四十八条までの規定
二十九～六十二 同 上

六十三 措置法第六十六条の十一の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績連動給与の額
六十四～七十七 同 上

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項の規定

第四十二条の十二の七第一項又は」に改める部分に限る。）及び別記様式の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定及び新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和八年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 | **新規則第二条第十四号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却の項及び特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。**